確定給付企業年金（積立型の確定給付制度）及び確定拠出年金では、経済産業関係法人企業年金基金に加入しております。同基金は、平成27年４月１日に通産関係独立行政法人厚生年金基金から、確定給付企業年金と確定拠出年金の複合型の新制度に移行したものであります。

なお、同厚生年金基金の代行部分については、厚生労働大臣から、平成26年３月１日付けで将来支給義務免除の認可を受け、平成27年４月１日に過去分支給義務免除の認可を受けております。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付債務 | 9,558,715,510円 |
| 勤務費用 | 127,972,572円 |
| 利息費用 | 7,036,862円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 489,757,205円 |
| 退職給付の支払額 | △ 323,698,659円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 11,098,957円 |
| 厚生年金基金の代行返上による減少額 | △ 2,923,525,458円 |
| その他 | △ 153,396,805円 |
| 期末における退職給付債務 | 6,793,960,185円 |

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における年金資産 | 3,263,460,856円 |
| 期待運用収益 | 85,360,080円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △ 127,526,507円 |
| 事業主からの拠出額 | 54,994,311円 |
| 退職給付の支払額 | △ 118,400,476円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 11,098,957円 |
| その他 | △ 153,337,391円 |
| 期末における年金資産 | 3,015,649,830円 |

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,518,715,102円 |
| 年金資産 | △ 3,015,649,830円 |
| 積立型制度の未積立退職給付債務 | 503,065,272円 |
| 非積立型制度の未積立退職給付債務 | 3,275,245,083円 |
| 小計 | 3,778,310,355円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 3,778,310,355円 |
| 退職給付引当金 | 3,778,310,355円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 3,778,310,355円 |

⑷　退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 勤務費用（注１） | 127,972,572円 |
| 利息費用 | 7,036,862円 |
| 期待運用収益 | △ 85,360,080円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | 617,283,712円 |
| その他 | △ 59,415円 |
| 退職手当（注２） | 446,182,167円 |
| 合計 | 1,113,055,818円 |
| 厚生年金基金代行返上益（注３） | △ 2,923,525,458円 |

（注１）勤務費用から、厚生年金基金及び企業年金に対する役職員拠出額を控除しております。

（注２）退職手当は、引当外退職給付にかかる当事業年度の支給額であります。

（注３）臨時利益に計上しております。

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 21％ |
| 株式 | 17％ |
| 保険資産 | 11％ |
| その他 | 5％ |
| 代行返上に伴う責任準備金前納額 | 46％ |
| 合計 | 100％ |

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率

| | |
|---|---|
| 退職一時金制度 | 0.00％ |
| 確定給付企業年金制度 | 0.21％ |
| 長期期待運用収益率 | 3.50％ |

３．確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、18,549,360円でありました。

［金融商品関係］

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当機構は、資金運用については「独立行政法人通則法」等に基づき運用の安全性・確実性を確保し、また決済資金等の資金需要に備えられるよう流動性を確保するとともに、共済契約者に対する共済金等の支払を将来にわたり確実に行うことができるよう収益稼得のための効率性・収益性を確保することとしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

保有する金融資産は、主として満期保有目的で所有している債券、譲渡性預金、信託資産、貸付有価証券担保預り運用資産及び事業貸付金であります。

債券及び譲渡性預金については、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクについては、「独立行政法人中小企業基盤整備機構余裕金運用要領」に基づく適正なリスク管理のほか、共済資産の運用については、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）に基づき「小規模企業共済資産運用の基本方針」を定め、基本ポートフォリオに基づく資産管理・運用を行うことによって、リスクの回避、低減を図っております。

なお、貸付有価証券担保預り運用資産は、満期保有目的で所有している債券を運用有価証券信託契約に基づき運用しているものであって、受託者である信託銀行が債券の貸付先から運用債券に見合う現金（貸付有価証券担保預り金）を預って運用しているものの当該貸付先の信用リスクに晒されています。また、単独運用指定包括信託又は特定包括信託による信託資産は、流動性の高い内外の株式及び債券を市場で委託運用しており、市場価格の変動・為替・信用等の各リスクに晒されております。当機構では、「小規模企業共済資産運用の基本方針」等に基づき、運用状況と併せて受託者をモニタリングしており、必要に応じて適切な手段を講じることとしております。